

町営住宅を安心、安全に居住していただくために、下記事項についてご対応いただきますようお願いいたします。

## ① 物置の施錠、共有部分の私物の撤去について

①皆様の管理している物置については、必ず施錠してください。

物置に放火される事案が、全国的に多々見受けられます。

②共有部分の私物を撤去してください。

皆様の共有部分である廊下や玄関先に傘や段ボールなどの私物が置かれています。

こうした行為は、緊急時の避難経路をふさぐことで、火災等が起きた場合には避難の妨げとなり大変危険です。

◎特に、施錠していない物置や共有部分における段ボール、新聞紙や灯油ポリタンクなどの可燃物は、放火の要因となります。

○消防署より指摘されております。

つきましては、早急に物置の施錠の確認、共有部分にある私物の撤去をお願いします。

ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

## ② 路上駐車はやめましょう(お願い)

除雪シーズンになりました。

路上駐車は除雪作業の大きな妨げとなるだけでなく、緊急車両の通行の支障にもなります。車は所定の駐車スペースに置き、除雪の効率の向上にご協力ください。

万が一、車が損傷しても、修理費を負担できないことがあります。